

## 北茨城市 ウクライナ避難民への支援パッケージ

趣 旨	ロシアによるウクライナ侵攻により避難を余儀なくされた方々に対し、自治体として人道支援をおこなう。
対 象	ウクライナから日本へ避難してきたウクライナ人のうち、本市に転入または滞在する個人及びその家族
支援期間	当面の間

### 支 援 の 内 容

#### 1. 住宅支援

民間賃貸物件の提供（家電付き）

※当面の間、市が借り上げて無償提供します。

※物件が決まるまでの間は、公共の宿「マウントあかね」での一時滞在となります。

#### 2. 生活支援

- ① 支援金の支給 ※一家族あたり 10 万円支給
- ② 水道光熱費等の支援 ※当面の間、市が契約し無償提供します。
- ③ 携帯翻訳機の支給（県の支援）
- ④ W i - F i 環境の提供

#### 3. 就労支援

- ① 就労を希望する方への支援を実施します。（協力：市内企業の皆様）
- ② 市臨時職員として緊急雇用（期限付き）

#### 4. 教育支援

市立小・中学校での受入れ ※学習用教材貸与・学用品支給

#### 5. コミュニケーション支援

市民との交流（協力：北茨城市国際交流協会）

#### 6. その他ウクライナ支援

「ウクライナ人道危機救援金」募金箱の設置

募金受付場所：市役所本庁舎総合受付案内、北部市民サービスセンター、南部市民サービスセンター

※本募金は日本赤十字社を通して、各国のウクライナへの救援活動に充てられます。

支援メニュー全般の問い合わせ先：総務課危機管理室 電話：0293-43-1111 内線 338・339

E-mail：soumu@city.kitaibaraki.lg.jp